

官民競争入札等監理委員会
第5回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 5 回官民競争入札等監理委員会

議事次第

日時：平成 18 年 8 月 2 日（水）10:00 ～ 10:20

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 . 開 会

2 . 「公共サービス改革基本方針」の素案の調整状況の報告

3 . その他

4 . 閉 会

落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第5回の「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきたいと思います。今日は、樫谷委員、小林委員、寺田委員が御都合のため欠席です。

今日は、基本方針の関係府省との調整状況について御確認させていただきたいと思います。

まず、この点について事務局の方から説明をお願いいたします。

堀内企画官 ただいま、各省との調整に入っているわけですが、御報告させていただきます。

各省からの意見の提出状況でございますが、文部科学省と会計検査院からそれぞれ出てきております。これは後ほど御説明させていただきます。

まだ厚生労働省から意見は出てきておりませんが、これ以外につきましては、意見を出してもらう前に各省から質問の形で何次かにわたって事務局に照会が来ているわけです。

全体で297件の質問が来ておりまして、国土交通省ですと133件、厚生労働省については98件の質問が来ておりまして、それらについて丁寧に回答しながら調整しているということでございます。それを踏まえた上で、意見を出してきた省庁が文部科学省と会計検査院で、厚生労働省は、整理中ということで、改めて意見を出したいという状況でございます。

今、出てきている意見について簡単に御報告させていただきますと、文部科学省では、主に政策マターに関するものだけを取り上げさせていただきますけれども、一つは、国立大学法人と文化芸術や科学技術の振興の扱いでございます。これにつきましては、国会の附帯決議でそれぞれ重要であるということ踏まえて、業務の特性に配慮し、慎重かつ適切に対応する旨が明記されておりますので、これを政府全体の方針を明らかにするという観点から盛り込んでほしいということでございます。

基本方針の本文につきましては、政府全体を通じた記述であるのに対し、文部科学省の所管部分についての記述であるということ。また、基本方針の5ページの15行目でございますが、選定の考え方として「個別具体的に業務の特性に配慮し、選定する」という形で書いておりますので、文部科学省の所管部分について書くのはどうかということで、現段階では書いていないということでございますが、これにつきましてどういう扱いをするのかということが御議論の余地があるのかと考えております。

もう一つ、独立行政法人や国立大学法人等の職員の処遇につきましては、基本方針のところでは国家公務員の処遇という形で附帯決議の内容を盛り込ませていただいております。これにつきましては、文部科学省から、独立行政法人や国立大学法人の処遇についても、国で何か考えていただけないかということでございます。

これにつきましては、独立行政法人ないし国立大学法人を制度としてつくったというのは、経営の自主性を尊重するということでつくった制度でございますので、その経営の自立性という観点から、国が余りにも介入するのはどうか、あるいはそれぞれの法人が国に何かしてほしいと言ってくるのが果たして制度の本来の趣旨になじむのかという観点から、

これについては書いていないわけでございます。

参議院の特別委員会における中馬大臣の答弁でも、基本的にはそれぞれ独立行政法人の長ないし国立大学法人の長で適切に対応していただくのが基本ではないかという御答弁をさせていただいております。この扱いについても、一つ論点になるかと思っております。

最後に、契約の解除に関する行政機関への情報提供について、契約解除から5年を経過しない場合については法の定める欠格事由になるわけでございますが、この情報について全省庁で共有する必要があるのではないかということで、全省庁で共有するような仕組みないし措置が必要ではないかということでございます。これにつきましてはごもっともな御指摘でございますので、事務局として必要な対応をしたいと考えております。

以上でございます。

落合委員長 会計検査院の関係は、よろしいですか。

堀内企画官 会計検査院からは、技術的な修文意見がございまして、「国」という主語を使っているところがございまして「国」という主語で書くと、会計検査院が対象に入っているかのごとく誤解を生じるので、それは国の行政機関等ということで法律に明記されている定義を使ってほしいという意見でございます。

ほかにも、文部科学省からも技術的な修文意見が来ておりますが、政策判断にかかわるようなものは、この三つぐらいではないかということで御紹介させていただきました。

説明は、以上でございます。

落合委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

森委員 実は、先日の会議に欠席しましたけれども、堀内企画官の方から、いわゆる修文ということ。これが当然、各省庁からもいろいろやりとりの中でということで、本来、ある面では、この委員会が果たさなければいけない責務の中で委員長さん始め御議論いただいたそういうものが、修文というのは、逆に言うと、いいふうに取り繕うのではなくて、だんだん退歩していくようなことになってしまったら大変なことになるのではないかと。

会議録を読ませていただいて、今日の基本方針の中にも、修文ということでずっといろいろやりとりされたということで、結果として、それがいい方に向かうのならばよろしいのですけれども、その辺のことだけが気になります。

実は昨日、もう一つ、ここの規制改革・民間開放推進会議の中でも、やはり修文ということが新聞記事に載っております。軌を一にして修文ということが、逆に言うと、国民の目から見たらだんだん、俗に言うと屋台骨がなくなっていくように取られてしまったら大変だなという気を持ちましたもので、その辺だけ、思ったことをお話しさせていただきました。

落合委員長 どうぞ。

逢見委員 論点として出された独立行政法人、国立大学法人等の職員の処遇については、

国会でもいろいろ議論になったところです。附帯決議の1は公務員の処遇について書かれているのですが、ここでは民間が落札した場合の公務員の雇用確保への配慮とか、配置転換、新規採用の抑制等によって対処するという趣旨の記述であり、では、独立行政法人や国立大学法人の場合はどうなのかということが中馬大臣の答弁という形になっているわけです。

大臣答弁の「当該独立行政法人の長において適切に対応していただく」という部分をどう解釈するかなのですけれども、要するに公務員の処遇とほぼ同じような形で、準じて考えていただく。つまり、民間業者が落札したからといって、直ちにその人たちが解雇されるわけではなくて、雇用の配慮ということが当該の独立行政法人の中において行われるべきである。そういうふうに私は理解しておるのですけれども、その趣旨が、この文科省から出された論点2という中に生かされるのかどうか、確認させていただきたいと思います。

事務局 では、今、逢見先生からお尋ねのありました点について御説明させていただきます。

独立行政法人の職員の処遇につきまして、解雇ということではなくて雇用に配慮すべきであるというふうな御指摘をいただきました。この点につきましては、御紹介させていただきました中馬国務大臣の答弁で適切な対応というふうなことを申し上げている趣旨は、まさに解雇するというのではなくて雇用に配慮した対応をしていくべきであるというふうな趣旨を大臣の方から答弁されたものと理解をしております。

その上で、政府全体としての取組みの中に、独立行政法人、国立大学法人等の職員の処遇を入れていくのかというふうな話になってくると、政府全体としての取組みというふうな位置づけとは若干色合いが違うものなのではないかと考えさせていただいておりました、この案文の中では、独立行政法人の職員については言及していないというふうな整理をさせていただいておるところでございます。

逢見委員 独立行政法人ですから、政府の中で一体的に扱うことはふさわしくないということはそのとおりだと思います。今のような中馬大臣の答弁の趣旨が、それぞれの法人の中において生かされるということによろしいと思います。

落合委員長 ほかにございますでしょうか。

それでは、この基本方針について関係府省との調整ということにつきましては引き続き進めるということにして、次回委員会で関係府省と調整した基本方針の原案というものを、もう一度ここで御審議いただくというふうにしたいと思います。

続きまして、統計部会の設置について御審議をお願いしたいと思います。まず、この点につきましても事務局の方から説明をお願いいたします。

熊埜御堂参事官 それでは、私の方から統計部会の設置に関連したことについて御説明をさせていただきます。

公共サービス改革基本方針案の各論の統計調査関連部分の記載につきましては、前回の統計局からのヒアリングを踏まえて事務的に整理した上で、総務省と調整させていただき

たいと考えております。

また、これとの関連で、監理委員会として、連携して検討する体制を整えていただきたいということで、統計調査関連業務の民間開放につきましては、前回、統計局からのヒアリングでありましたように、『規制改革・民間開放推進3か年計画』（再改定）に基づいて総務省を中心としてその方策等について検討中でございますが、監理委員会の方といたしましては閣議決定の内容も踏まえた上で、総務省の検討状況をフォローアップしながら民間開放について検討していただきたいと考えております。

具体的には、統計調査に関する専門的・実務的な知見も活用して議論を行うことが適当ということから、総務省所管の指定統計調査について、3か年計画（再改定）に盛り込まれた内容に基づいて、民間開放を実施することについての具体的な検討を総務省と連携して行う。

また、統計センターの実施している業務について、3か年計画（再改定）を踏まえ民間開放を実施することとしており、そのための具体的検討を総務省と連携して行う。

そのほか、3か年計画（再改定）に記載されている事項について、その具体化を推進する。

以上の3点につきまして、今回の基本方針の案は、今、御説明したような形でやらせていただきたいと考えておりますが、年内ないし年度内に予定されている基本方針の改定に向けて、専門的・実務的観点からの検討を行うために統計部会を設置するということを御提案させていただきたいということでございます。

具体的な検討スケジュールでございますが、これから準備作業に入りますと、早くても8月の後半ごろからの開催ということになると考えております。8月から9月にかけて、総務省の方で9月末までに計画を作成するという予定もでございますので、そのことを含めまして3か年計画（再改定）についての総務省の検討状況についてのヒアリング及び検討を行っていただきたい。それから、10月から11月にかけては、年内ないし年度内に予定されている基本方針の改定に向けて、基本方針に盛り込む事項についての検討を行っていただきたいということでございます。

私からの説明は、以上です。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、この統計部会の設置ということにつきまして、もし御意見、御質問等があればお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

落合委員長 それでは、統計部会を設置するというにつきまして、当監理委員会です承を得たというふうにさせていただきたいと思っております。

そうしますと、具体的な手続に入るということになりましたが、この具体的な手続に入るということにつきましてよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、御了承いただいたということで、統計部会に参加していただく委員につきまして、斉藤委員と小幡委員にお願いいたしまして、部会長については斉藤委員にお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 それでは、御了承いただいたということで、斉藤委員、小幡委員、どうかよろしくお願いいたします。

なお、部会の設置に向けて、そのほかの手續が更に必要になりますけれども、その点につきましては私と斉藤部会長に一任をしていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そういたしますと、本日、予定いたしました監理委員会の議題はこれで終了ということになりますので、委員会自体も終了させていただきたいと思っております。

次回は、8月9日16時から開始をし、基本方針の原案及びコストガイドラインについて御議論いただく予定であります。

本日は、ありがとうございました。

それでは、事務局から何か連絡事項がありましたら、お願いしたいと思います。

堀内企画官 特段、ございません。

落合委員長 それでは、委員会はここで終了ということにいたします。